動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			
別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり1mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 1日量として体重1kg当たり2mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前36時間 食用に供するために殺する前4日間
	豚		
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
別表第1（第2条、第4条及び第5条関係）			
動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり1mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。 （新設）	食用に供するために殺する前7日間又は食用に供するために搾乳する前36時間 （新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　　示

○財務省告示第二百十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年七月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年八月八日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百七十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆千九百九十二億円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三百三十六億三千八百四十万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で六千八百四十一億千三百七十万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七千九百八十一億九千九百四十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千五百八十九億四千八百五十万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で四千二百四十三億円

特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三千三十九億円